



# 事業者責任及び職長の職務について

株式会社山本工業

代表取締役

山本 徳光



## ◆はじめに

- 下請として現場に入った場合、「工事現場の安全管理は元請会社が行うもの」と思っていないですか？
- 現場で安全管理を行わなければならないのは、**作業者が従事する全ての会社**です。

(それぞれの会社が、自社で雇用する作業員の安全管理を自らの「**事業者責任**」として行わなければなりません。)

## ◆現場の安全管理は誰がやらなければならないのか？

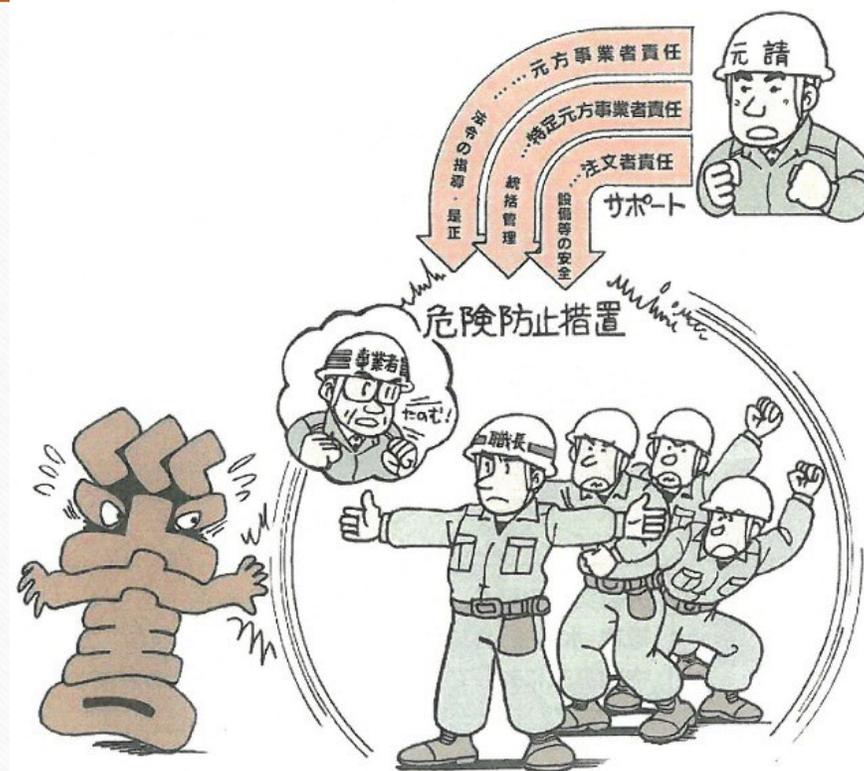
- **工事に従事するすべての会社**が、自社で雇用している作業員の安全を自ら守るのが基本です。



- **元請会社だけで管理するものではありません。**

# ◆現場で作業員の安全を守るのは職長です

- 元請会社は専門工事会社への「法令の指導・是正」「統括安全衛生管理」「安全な設備の貸与」等により、作業員の安全に関わります。
- 専門工事会社の事業者が現場で選任すべき責任者は、自社の職長と安全衛生責任者です。
- 元請会社は職長を指導し、統括的な立場で作業員の安全管理にかかわるということです。



## ◆例えば、足場の管理は誰が行うのか？

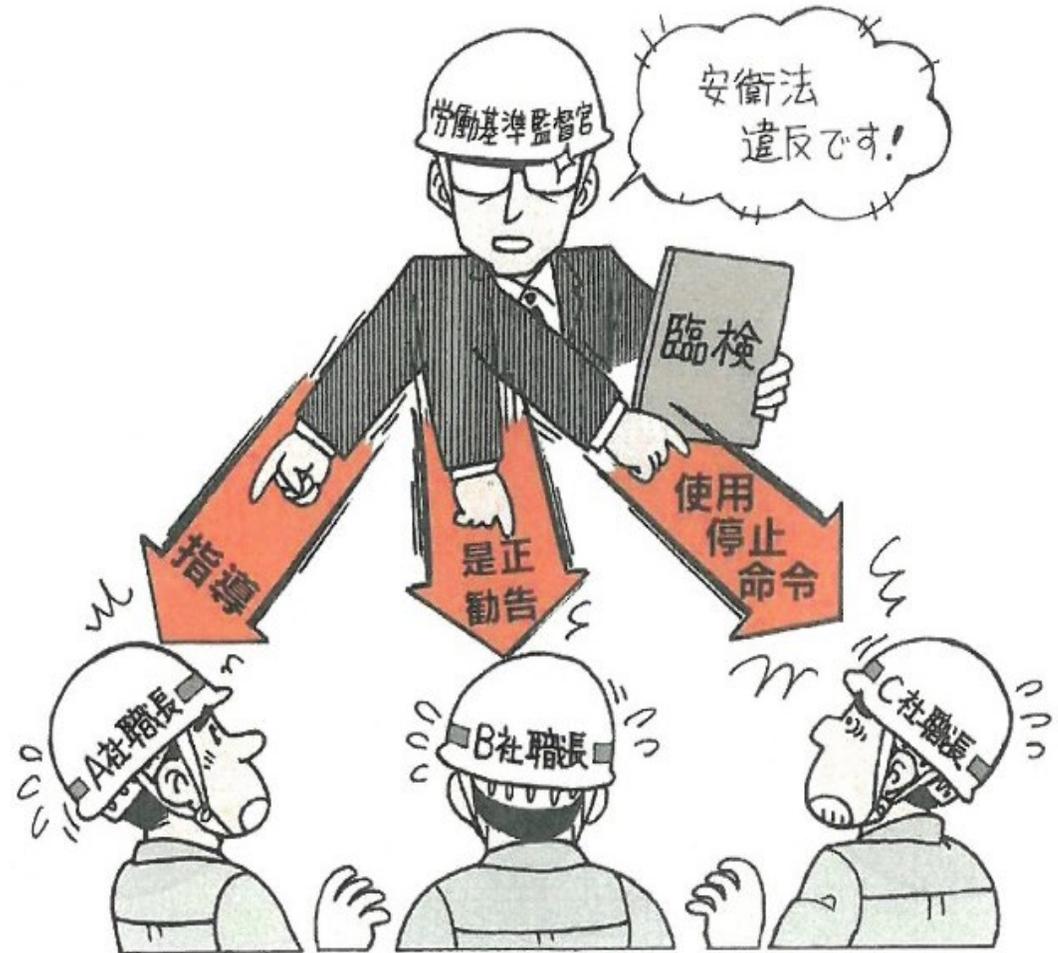
- 元請会社から提供を受けている足場を下請会社の作業員が使用して作業する場合は、その安全管理義務は作業員の雇用者が負うことになります。



- 元請会社には提供した足場について、労働災害を防止するための措置を講じて使用させなければならない「注文者責任」義務が課せられています。つまり元請会社と下請会社双方に責任があるのです。そのため、災害が発生した場合、両社とも罰則が科されます。

## ◆ 監督・職長は事業者責任の行為者

- そのため、現場において重大な労働災害が発生した場合、責任者である事業主と共に、現場での事業者責任の行為者である職長が刑事罰や労働安全衛生法違反の処分を受ける恐れがあります。



# 【クレーン作業における死亡災害での送検事例】

## 発生状況

鉄筋を移動させる作業で、**合図者不在**のままクローラークレーンで鉄筋を吊り上げ旋回したところ、クローラークレーンの後部に置かれていた**水槽とカウンターウェイトとの間に被災者を挟んだ**。この鉄筋工事会社の安全衛生責任者は、**鉄筋移動作業について具体的な作業手順の指示をせず**、別の作業に従事していた。



## 刑罰の内容

- クレーン運転士....罰金30万円

刑法211条(業務上過失致死傷罪)

5年以下の懲役もしくは禁錮または100万以下の罰金

- 安全衛生責任者の雇用会社(事業主)....罰金20万円

安衛法122条(両罰規定)違反

- 安全衛生責任者(職長)....罰金20万円

安衛法20条、119条、クレーン則71条

この場合、雇用責任者である事業主と共に、クレーン運転オペレーター、現場職長に罰金刑が下りました。

# 【場所打杭工事における死亡災害での送検事例】

## 発生状況

アースドリル掘削機でケーシングを吊り旋回した際に、**最大使用荷重を超えていたため、過荷重により機械が横転し、倒れたブームが**前面道路の走行車両と歩行者に激突。

**歩行者1名が死亡、4名が重軽傷を負った。**



## 刑罰の内容

- 元請会社 工事責任者....禁錮1年2か月、執行猶予2年
- 元請会社 工事担当者....禁錮1年、執行猶予2年  
刑法211条(業務上過失致死傷罪)  
5年以下の懲役もしくは禁錮または100万以下の罰金
- 下請会社 工事担当者....禁錮2年、執行猶予3年
- 孫請会社 重機操縦士....禁錮2年6か月、執行猶予4年  
刑法211条(業務上過失致死傷罪)  
安衛法20条、安衛則163条(労働安全衛生法違反)

この事例では、元請会社、下請会社の担当者及び孫請会社操縦士が**禁錮刑**で送検されました。

## ◆行政責任上の処分について

・建設業法に基づく行政監督上の責任として、公衆に危害を及ぼしたり、重大な災害が発生した場合、**業務停止**や**営業停止**、**許可の取り消し**などもあります。

・公共事業については、災害の程度に応じて**指名停止**を受けることもあります。

・これらの処分が科せられると**企業は業務を行うことが困難になり**、**経営上大きなダメージを受けることとなります**。



## ◆4つの事業者責任

- 労働災害が発生した場合、
  - ①**行政責任**....労働災害防止対策の推進
  - ②**刑事責任**....法違反に対する処罰
  - ③**民事責任**....損害に対する賠償
  - ④**社会的責任**..企業に課せられた責任

以上について事業者の責任が問われます。



- 労働災害のほか、通行人などの**第三者災害**、電線・水道管・ガス管などの切断、交通の遮断などの**物的事故**に対してもこれら4つの責任が問われます。

## ◆①行政責任とは

- 事業者は、作業員の安全と健康を守るため、**労働安全衛生法に定められている措置**を取らなければなりません。
- 定められている措置を守らなかったり、クレーン等の機械、足場等の設備に不備があると、**労働基準監督署より指導・是正勧告・使用停止命令の処分**を受けることになります。

## ◆安衛法で事業者が実施すべき7つの安全衛生措置

- (1)機械・器具、爆発・引火物、電気などによる危険防止の措置
- (2)墜落、土砂崩壊など作業方法または作業場所から生じる危険防止の措置
- (3)ガス、粉じん、放射線、排気などの健康障害防止の措置
- (4)作業場所の通路、階段及び換気、照明など健康保持に必要な措置
- (5)作業行動から生ずる労働災害の防止
- (6)労働災害の急迫した危険があるときの退避の措置
- (7)労働者の救護に関する措置

## ◆②刑事責任とは

・死亡災害や重大災害が発生すると、警察と労働基準監督署の事故現場への立入調査が始まります。

・これは刑事責任があるかないかという判断をするための刑事上の調査です。

・警察と労基では、捜査のポイントが違います。警察は刑法に基づき、業務上過失致死傷罪等の違反がないか調査します。労基は労働安全衛生法に基づき、法令違反がないかを調べます。



## ◆③民事責任とは

- ・死亡あるいは障害が残るような労働災害を発生させた場合、民事上の損害賠償が発生します。
- ・また、通行人などの第三者を負傷させたり、近隣の家屋に損害を与えたりした時は損害賠償をしなければなりません。
- ・これらは、民法に決められている事業者が負わなくてはならない責任です。



## ◆民事上の責任

### 【損害賠償責任】

違法な行為により他人の身体や器物に損害を与えた場合に、その原因を作った者(違法な行為をした者)が、損害の埋め合わせ(賠償金の支払い)をする責任のこと。

### 【安全配慮義務】

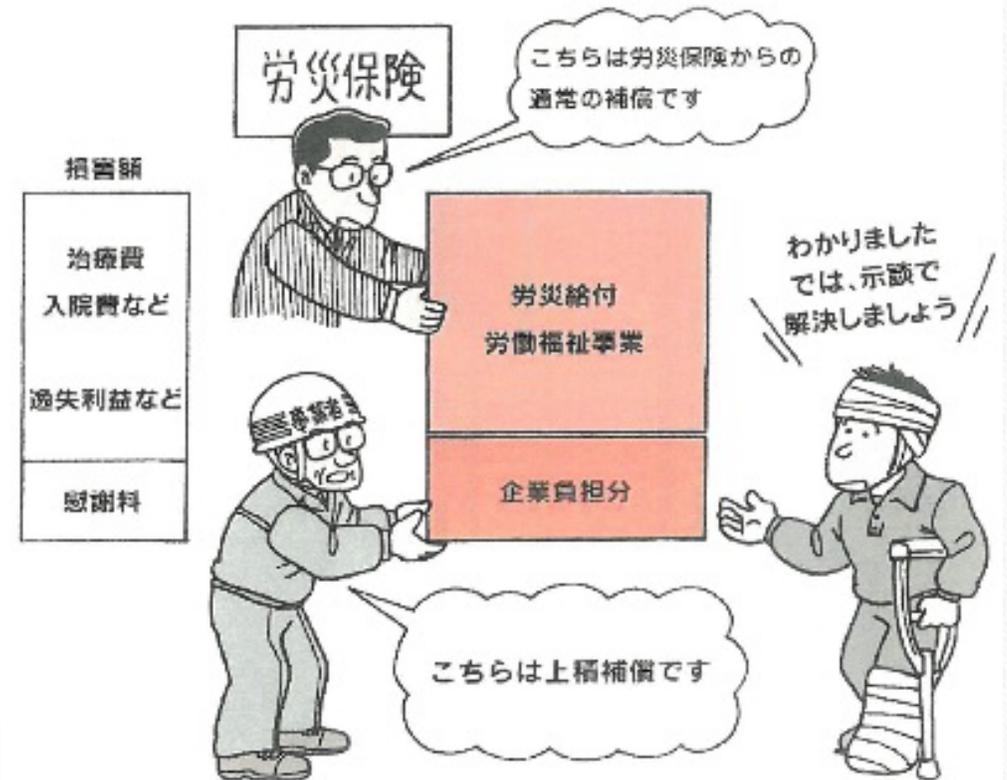
事業者は作業員の労務提供に対して、作業員の生命及び健康について危険から保護するように配慮する義務があります。

この義務を果たさないことが起因した労働災害が発生した時、民法上の債務不履行責任を問われて、安全配慮義務違反で訴えられることとなります。

## 【労災保険と損害賠償】

労災保険から給付金が支給されるのに、なぜ事業者は賠償金を支払わなければならないのか？

・労災保険には慰謝料が含まれていないほか、休業補償などについても全額支給されないため、賠償金(事業者負担)が発生することになります。



## ◆損害賠償事例

【27歳の独身男性作業員が墜落して死亡した場合】

### 発生状況

- 日給は16,000円(仮定)
- 家族は両親がいるが生計は別で、生計維持関係はなし。
- 被災者に特に過失はなかった。
- この例の場合、損害額と労災給付額の差額約5,200万円の損害賠償(上積補償)を支払う必要があります。

### 損害額

逸失利益 50,100,000 円  
= 16,000x365日x(1-0.5)x17.159

就労可能年数：40年  
ライフニッツ係数：17.159  
生活費控除率：0.5

葬祭料 2,000,000 円  
慰謝料 20,000,000 円

民事交通事故訴訟の算定基準による  
同上

合計 72,100,000 円

### 労災給付

遺族補償一時金 16,000,000 円  
遺族特別一時金 3,000,000 円  
葬祭料 960,000 円

合計 19,960,000 円

労働災害については、裁判になることは少なく、ほとんどが示談で解決されています。示談で決まった損害賠償額から労災保険で支給される金額を差し引いた賠償金を事業者が支払わなければなりません。

- ・障害等級1級等、重篤な労働災害では金額が1億円以上となることもあり、事業者は経営上重大な影響を受けることとなります。

- ・このような事態を防ぐため、事業者は安全配慮義務の遂行を現場の職長に徹底し、労働災害の発生を未然に防がなくてはなりません。



## ◆ 損害賠償は誰が支払うのか？

- ・損害賠償金は、**その作業員を雇用していた事業者**及び労働災害の発生について責任を負う者を雇用している事業者が支払うのが原則です。
- ・しかし実態は、**元請会社を含め災害に関係する会社**が、労災上積保険の加入状態及びその責任の度合いなどに応じて負担しています。
- ・このような賠償金の支払いは**高額**になるため、企業の経営に大きな影響を及ぼします。事業者は、万が一の賠償金支払い義務に備え、複数の**労災上積保険**に加入しておく必要があります。

## ◆④社会的責任とは

・重大な労働災害を発生させると、マスコミを通して報道され、企業内の問題にとどまらず社会的責任を問われ、事業が立ち行かず倒産に追い込まれることもあります。



・事業者は、災害防止のほか企業を維持するために、法令遵守、正確な財務報告、従業員の労働条件、安全・環境管理に取り組む必要があります。

## ◆事業者がなすべき4つのこと

- ①4つの事業者責任(行政責任・刑事責任・民事責任・社会的責任)を果たすことを理念として、「安全」と「品質」の確保を経営の基本に置くこと
- ②経営のトップが先頭に立ち、真摯に安全に取り組むこと
- ③安全管理は、元請から言われるからやるのではなく、自社のために自主的に行うものであることを明確に打ち出すこと
- ④従業員へ親身になって指導すること(事業者安全パトロール、安全衛生協議会の開催)



# ◆弊社における安全衛生活動

## 年間安全衛生目標の策定

### 1.重機災害の防止

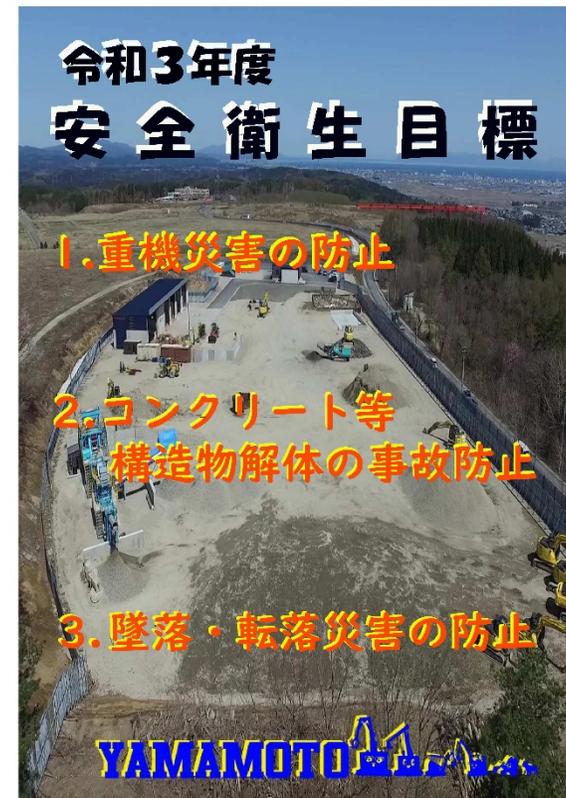
- ・朝礼時KY活動の徹底、作業前の打合せの強化
- ・作業機械の選定、現場に応じた作業方法の検討

### 2.コンクリート等構造物解体の事故防止

- ・保護具着用、作業手順の指導による挟まれ事故の防止
- ・リスクアセスメント及び工具使用前点検の実施

### 3.墜落・転落災害の防止

- ・可搬式作業台の適正使用、使用前点検の徹底



# ◆弊社における安全衛生活動

## ②事業者安全パトロールの実施

毎月1回、事業主も含めた安全管理者が工事現場を見回り、月ごとの災害防止重点事項にそって作業環境の点検を行い、必要に応じて是正指導を行っています。



青森市役所旧庁舎解体工事 RC造



旧石江区画整理事務所解体工事 S造

## ◆弊社における安全衛生活動

### ③社員への安全衛生教育の実施

毎月1回、安全衛生協議会を開催し、月ごとの災害防止計画による指導、事故事例による発生状況と防止対策の周知を行っています。また、現場パトロールでの指摘による是正事項を周知し、情報を共有することにより、全工事現場の環境改善に努めています。



## ◆事業者責任とは

- 事業を行う者・労働者を使用する者は、現場において法令で定められた危険防止措置を実施しなければなりません。
- しかし、**全ての現場において自ら実施することはできない**ため、「事業者の代行者」として安全衛生責任者・職長を現場ごとに配置しています。**職長は現場の危険防止措置の実行義務者**です。

# ◆職長が工事現場でなすべきこと 【事業者責任の実行責任者として】

## ①KY活動、リスクアセスメントを実施

作業手順書を作成し作業員に周知し、  
必ず守らせるようにしましょう。

## ②ルールは数を絞り、必ず守らせる

一度に多くの事を要求すると、始めから  
無理だとあきらめてしまう。ルールは3つ  
程度に絞り込み、守らせる事が大切です。

リスクアセスメント 危険予知活動  株式会社 山本工業 

年 月 日( 曜日)

上事名	元請会社	現場代理人
-----	------	-------

1: 危険性・有害性を特定する。  
2: 危険性・有害性を見積もる。  
2-1. 可能性の見積もり  
2-2. 重大性を見積もる

		○ 軽微 (不体災害)	△ 重大 (休業災害)	× 極めて重大 (死亡又は障害を伴う災害)
○	あまりない (5年に1回程度)	○○ 極めて小さい	○△ かなり小さい	○× 中程度
△	たまにある (3年に1回程度)	△○ かなり小さい	△△ 中程度	△× かなり大きい
×	よくある (1年に1回程度)	×○ 中程度	×△ かなり大きい	×× 極めて大きい

2-3. 危険性・有害性を評価する

評価の結果	危険性・有害性を評価	危険性度
××	極めて大きい	5
×△, △×	かなり大きい	4
○×, ×○, △△	中程度	3
○△, △○	かなり小さい	2
○○	極めて小さい	1

3: 危険性・有害性の除去・低減対策をたてる。  
4: 対策を実施し危険性・有害性を再評価、判定する。  
5: 対策を実施するための行動目標を設定する。

会社名	山本工業	記入者名	
地積労働 資格責任者		作業主任者	
		保護着用 管理責任者	

今日の作業内容	1: 危険性・有害性を特定		2: 危険性・有害性を見積				3: 危険性・有害性の除去・低減 対策	
	危険のポイント	いつどこで	2-1 可能性	2-2 重大性	2-3 評 価	2-4 危険 度	私たちがこうする	別々・誰が どのように どうする
			評価					
			再評価					
			評価					
			再評価					

5: 今日の行動目標

参加者 ( 人)					
----------	--	--	--	--	--

## ◆職長が工事現場でなすべきこと 【事業者責任の実行責任者として】

③作業員の**教育・訓練**を行う

**23%**:労働災害のうち、**無知・未熟練**  
の為に発生した労働災害の割合

**27%**:死亡災害のうち、**現場入場初日**  
**に死亡**した人の割合

④作業員の**適正配置**

作業員の資格、技能、年齢、性格、  
健康状態などを把握した上で作業箇所  
に配置させましょう。



## ◆職長が工事現場でなすべきこと 【事業者責任の実行責任者として】

### ⑤ 不安全行動を見逃さない

60% : 労働災害のうち、**不安全行動**の  
為に発生した労働災害の割合

人は、**危ないと知りながらも**不安全行動  
をします。声を掛け合い、不安全行動を見  
逃さず「**しない**」・「**させない**」事が大切です。



## ◆職長が工事現場でなすべきこと 【事業者責任の実行責任者として】

⑥安全設備・安全器具の取り外し、  
不使用は認めない

「作業の邪魔になる」・「面倒だ」と  
いったような理由で作業員が安全  
設備を取り外したり、安全器具を使  
用しないことを絶対に認めてはなり  
ません。



## ◆労働安全衛生法における職長の職務

- ①作業方法の決定及び作業員の配置
- ②作業の監督・指示
- ③作業員の指導・教育
- ④作業設備、作業場所の点検・保守管理
- ⑤作業方法の改善
- ⑥作業者の安全意識の高揚
- ⑦リスクアセスメントの実施
- ⑧異常時、災害発生時における措置

- 実際に現場で**作業員の安全を確保**しなければならないのは「**施工と安全管理のキーマン**」として働いている**職長**です。



- **職長は、現場において「会社として果たすべき事業者責任」の実行責任者を担っているのです。**

## 渋沢栄一 「士魂商才」の精神

武士には武士道が必要なように、商工業者にも商人道がなくてはならない。

武士道とは「不善・不義・背徳・無道を避け、正義・仁徳・徳躁に従って行動する」を指す。



- ①正義(皆が認める正しさ)
- ②廉直(心がきれいでまっすぐな事)
- ③義侠(弱きを助ける心意気)
- ④敢意(困難に負けない意志)
- ⑤礼讓(礼儀と譲り合い)



ご清聴ありがとうございました。

